

岐阜県喀痰吸引等研修事業補助制度について

医療的ケアの必要な重度障がい児者等が身近な地域で安心して障害福祉サービスを利用できるようにするため、医療的ケアに対応できる介護職員等の増加を図る必要があります。

そこで、県では医療的ケアができる資格を取得するための喀痰吸引等研修（第三号研修）について受講料の負担軽減を図ることを目的に補助を行います。

1 補助対象研修

「第三号研修における実地研修」のうち、次の要件をすべて満たすもの

①研修受講者が所属する事業所以外に所属する医師、保健師、助産師、看護師が指導看護師等として実施し、かつ指導看護師料が必要であること

※事業所内で指導看護師が確保できる場合は（指導看護師料のかからないもの）は対象外です。

②研修受講者が支援する対象者が岐阜県内に居住していること

2 補助対象経費

実地研修の指導看護師料

3 補助額

各メニュー（痰吸引、経管栄養）1万円

ただし、指導看護師料が1万円を下回る場合は、指導看護師料を上限とします。

4 補助の方法

岐阜県の登録を受けた登録研修機関に対して補助を行います。そのため、研修受講者の方は申請等をする必要はありません。

5 研修の受講方法

岐阜県の登録を受けた登録研修機関に直接お申し込みください。

（公財）介護労働安定センター岐阜支所 Tel：058-264-6846

<参考> 喀痰吸引等研修(第三号研修・特定の者対象)について

介護職員等が医療的ケアを行うには、県の登録研修機関が行う喀痰吸引等研修（基本研修と実地研修）の受講が必要です（社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条）。